

杉並区男女共同参画行動計画の改定に向けた取組について（素案）

令和3年度までを計画期間とする現在の男女共同参画行動計画について、以下のとおり、改定に向けた取組を進めることとする。

1 改定の基本的な考え方

- (1) 男女共同参画社会を目指す計画として、ジェンダー平等の視点を重視した、区民にわかりやすい計画体系に見直す。
- (2) 計画に盛り込む目標別の取組については、これまでの実績や今年度を実施した「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果等を踏まえた内容にするとともに、新たな総合計画等との整合を図る。
- (3) 現計画と同様に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性活躍推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者暴力防止基本計画」を包含した計画とする。

2 計画期間

新たな総合計画等との整合を図るため、計画期間は、令和4年度から令和12年度までの9年間とする。なお、今後の総合計画等の改定に合わせて、所要の見直しを行うものとする。

3 改定の進め方

- (1) 杉並区男女共同参画推進区民懇談会（以下「区民懇談会」という。）の意見等を踏まえて、計画改定案を策定する。
- (2) 計画改定案について、区議会への報告及び区民等の意見提出手続きを経た上で、改定後の計画を決定する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年8月25日	改定に向けた取組（素案）について、区民懇談会の意見を聴取
9月1日	改定に向けた取組について政策調整会議に付議・決定
9月15日	改定に向けた取組について区議会区民生活委員会に報告
9月～10月	計画に盛り込む取組について、各課に対する調査・調整を実施
11月～12月	計画改定素案を作成
令和4年1月中旬	計画改定素案を庁内推進会議に報告
1月下旬	計画改定素案に対する区民懇談会の意見を聴取した上で、計画改定案として政策調整会議に付議・決定
2月中旬	計画改定案を区議会区民生活委員会に報告
3月1日～	
3月30日	計画改定案に係る区民等の意見提出手続を実施
4月	改定後の計画を庁内推進会議に報告
5月	改定後の計画を区民懇談会に報告
5月下旬	改定後の計画を政策調整会議に付議・決定
6月	改定後の計画を区議会区民生活委員会へ報告・公表